

ノーマライゼーション推進・
さがみはらプラン

第2期相模原市障害者福祉計画 前期実施計画

(平成22年度～平成26年度)

相 模 原 市

目 次

第1章 実施計画策定の基本的な考え方	1
1 実施計画策定の趣旨及び実施計画の位置付け	1
2 障害福祉計画との整合性	1
3 前期実施計画の期間	2
第2章 施策の基本的方向	3
1. 障害福祉の基盤づくり	3
(1) 共生社会	3
(2) 権利擁護	7
(3) 障害者団体などの地域での活動への支援	10
(4) 相談体制の整備	12
(5) 福祉用具の普及	16
(6) 友好都市などとの交流・支援	17
【施策に関する成果指標】	18
2. 福祉、保健・医療サービス	20
(1) 保健福祉圏域	20
(2) 福祉サービス基盤の整備	22
(3) 保健・医療サービス	31
(4) 人材の養成・確保	36
(5) 精神保健福祉施策の充実	38
(6) 療育体制の整備	43
【施策に関する成果指標】	47
3. 教育・育成の充実	49
(1) 乳幼児期における保育・教育	49
(2) 学齢期における支援	51
(3) 生涯学習機会の充実	53
【施策に関する成果指標】	54
4. 就労の充実	55
(1) 就労への支援	55
(2) 職業訓練及びリハビリテーションの充実	58
【施策に関する成果指標】	59

5. 生活環境整備の充実	61
(1) 障害のある人が安心して生活できるまちづくり.....	61
(2) 住まいづくり.....	65
(3) 防犯・防災対策の推進.....	67
【施策に関する成果指標】	71
6. 余暇・文化活動支援の充実	73
(1) スポーツ・レクリエーションの支援.....	73
(2) 文化活動の支援.....	76
【施策に関する成果指標】	78

第1章 実施計画策定の基本的な考え方

1 実施計画策定の趣旨及び実施計画の位置付け

本市は、障害者基本法第9条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として、平成22年度から平成32年度までを計画期間とした「第2期相模原市障害者福祉計画」（以下「障害者福祉計画」という。）を策定しました。

障害者福祉計画は、「基本的人権の尊重」を基本とし、障害のある人の「完全参加と平等」が実現された、誰もが安心して快適に生活できる社会及び障害のある人もない人もともに住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を目指し策定されたものです。

障害者福祉計画は、障害のある人に関する施策の方向性を示す「基本計画」と、基本計画をより実効性のあるものとするため、それに基づく具体的な施策を定めた「実施計画」で構成されています。

なお、障害者福祉計画の進捗状況、社会・経済状況などを踏まえ、中期及び後期実施計画の策定時において、内容の見直しを行いながら障害のある人に関する施策の推進に努めてまいります。

2 障害福祉計画との整合性

本市では、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画として、平成18年度から平成20年度を計画期間とする「相模原市障害福祉計画」、平成21年度から平成23年度を計画期間とする「相模原市第2期障害福祉計画」を策定し、障害のある人の地域生活への移行に関する数値目標及び今後必要となる障害福祉サービスと地域生活支援事業の見込量を定めています。

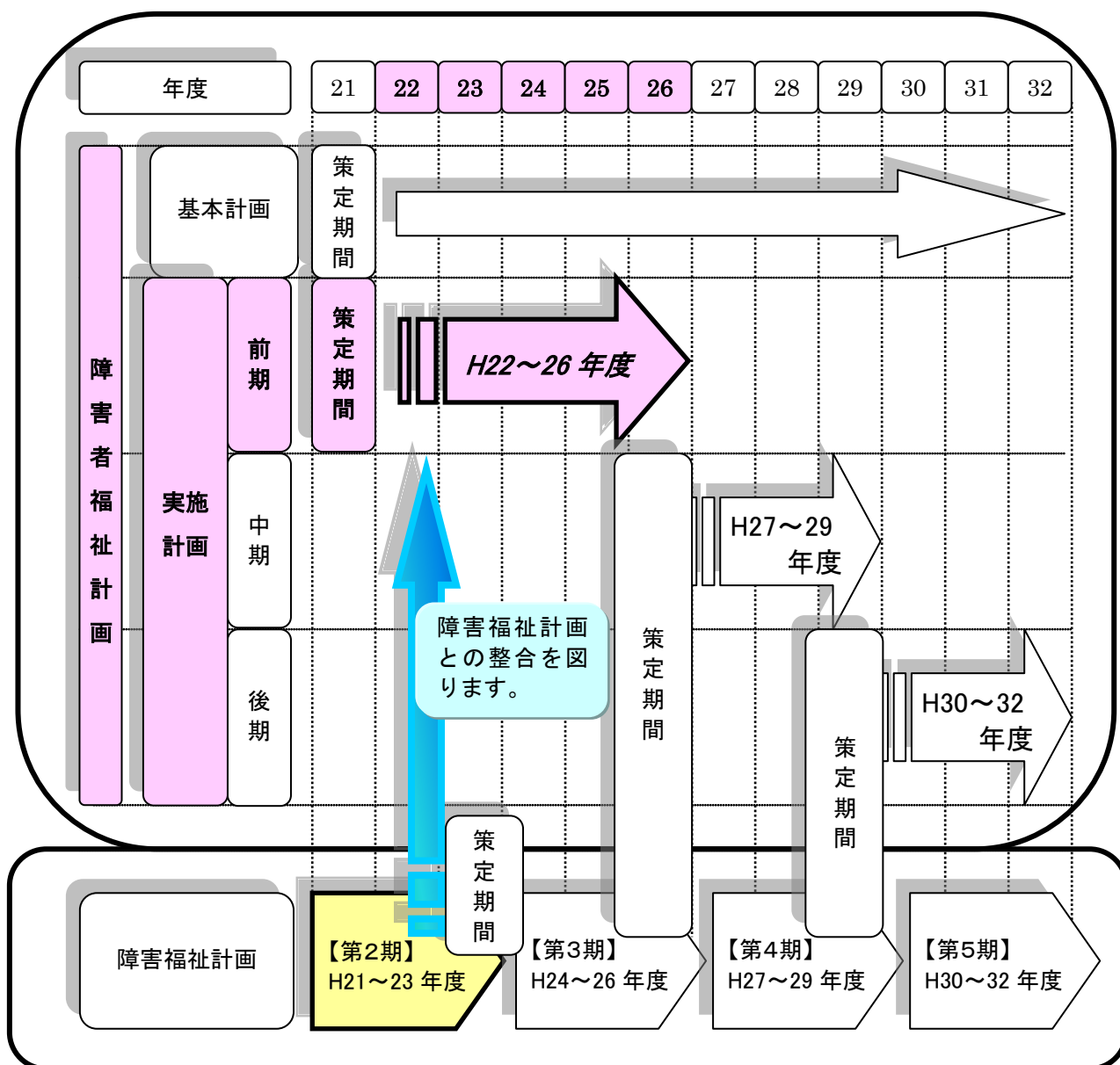
障害福祉サービス及び地域生活支援事業は障害のある人が地域で安心していきいきと生活する上で必要な支援となることから、障害者福祉計画と密接に関係するものです。

このため、「実施計画」の策定におきましては、障害福祉計画で定めた数値目標、見込量などとの整合性を図ってまいります。

3 前期実施計画の期間

今回策定する障害者福祉計画前期実施計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間となります。




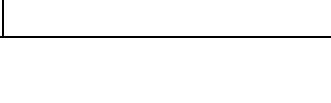
なお、障害者福祉計画の中期及び後期実施計画策定の際には、合わせて障害福祉計画を策定し、両計画の整合性を図ります。













第2章 施策の基本的方向



1. 障害福祉の基盤づくり

(1) 共生社会 ～みんなの理解と協力が共生社会をつくる～

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 障害のある人への理解の促進						
(ア) 広報活動、講演会などの充実	○ 広報さがみはら、ホームページなどを有効に活用し、障害に対する理解の促進及び啓発を推進します。	22	23	24	25	26
						
	○ 人権尊重意識の普及・高揚を図る活動を通して、障害のある人に対する理解を促進します。 ・人権啓発講演会の開催	22	23	24	25	26
						
(イ) 交流活動などの推進	○ 障害の理解の促進及び市民との交流を図る活動を支援します。 ・障害者作品展の開催	22	23	24	25	26
						
(ウ) 福祉研修などの充実	○ 障害福祉施策推進のための情報共有と意識啓発のための研修を実施し、障害に対する理解を促進します。 ・体験型研修などの市職員の福祉研修の実施	22	23	24	25	26
						

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
(エ)「障害者週間」などを通じた啓発の推進	○ 障害に対する理解促進のために12月3日から9日までの「障害者週間」に開催される活動を支援します。 ・「ほかほかふれあいフェスタ」の開催支援<<再掲>>	22	23	24	25	26
						
	○ 自閉症をはじめとする発達障害について、社会全体の理解を広める啓発活動を行う、4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」を周知します。 ・「発達障害啓発週間」周知ポスターの配布	22	23	24	25	26
						
イ 福祉に関する教育の推進						
(ア) 幼少期からの福祉教育などの推進	○ 保育所・幼稚園で乳幼児期からお互いを理解する心を育て、ともに成長することをめざす機会を充実します。 ・保育所・幼稚園における統合保育の推進	22	23	24	25	26
						
	○ 保育所・幼稚園・小中学校において地域の中でともに学び、ともに育つ機会を充実します。 ・保育所・幼稚園・小学校・中学校における交流保育・教育の推進	22	23	24	25	26
						
	○ 市内中学校と連携し、市内の障害福祉施設での生徒の受け入れを実施し、障害の理解につなげます。	22	23	24	25	26
						



施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
(イ) 地域における福祉教育などの推進	○ 市内の全小・中学校を人権・福祉教育実践校として福祉・人権教育を推進します。 ・人権・福祉教育活動展の実施 ・教師用人権教育指導資料集「ひらく」の活用	22	23	24	25	26
						
	○ 市社会福祉協議会による福祉教育の推進を支援します。 ・高校福祉教育活動の推進 ・ハンディキャップ体験講座の開催	22	23	24	25	26
						
ウ 情報バリアフリーの推進						
(ア) 情報提供の充実	○ 広報さがみはら及びホームページを利用し、障害及び障害のある人に対する理解の促進及び啓発を推進します。また必要な福祉情報の提供を行います。	22	23	24	25	26
						
	○ 障害のある人の生活に必要な情報をまとめた冊子の作成・配布を行います。 ・「福祉のしおり」の作成・配布	22	23	24	25	26
						
	○ ボランティア、福祉活動などの福祉情報提供を促進します。 ・社協さがみはら「みんないいひと」による福祉情報提供の支援	22	23	24	25	26
						

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標					
(イ) 情報保障の充実	<p>○ 聴覚障害及び音声・言語機能障害のある人のために、市窓口到手話通訳者を設置するとともに、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。</p> <p>・手話通訳者・要約筆記通訳者派遣及び手話通訳者設置事業の実施</p>	22	23	24	25	26	
	<p>○ 視覚障害のある人が必要な情報を取得できるよう、音声コードを積極的に採用します。</p> <p>・市が発行する刊行物への積極的な採用</p>	22	23	24	25	26	
	<p>○ 視覚障害のある人向けの録音版及び点字版の資料作成を充実します。</p> <p>・「福祉のしおり」の録音版（テープ・デージー）・点字版の作成・配布</p>	22	23	24	25	26	



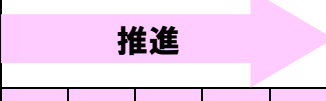
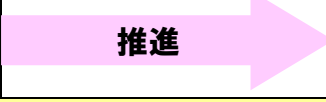

(2) 権利擁護 ～基本的人権を守るために～



施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 権利擁護制度の推進						
	㊦ 障害のある人の権利擁護に当たり、支援するだけでなく、障害のある人の意見を反映できる体制の整備を推進します。	22	23	24	25	26
	㊧ 障害のある人への差別禁止に関する条例の制定について、国及び県の動向を注視し、幅広く意見を聞きながら、研究します。	22	23	24	25	26
イ 福祉サービス利用援助事業の充実						
	○ 判断能力が十分でない人を対象に、福祉サービスの契約手続、日常生活費の出し入れ、公共料金などの支払いの代行、定期預金その他重要書類の保管などのサービス提供を支援します。 ・福祉サービス利用援助事業への支援 ・権利擁護相談への支援	22	23	24	25	26
ウ 成年後見制度の推進						
(ア) 利用しやすい環境づくり	○ 成年後見制度を知らない人への啓発のために、広報さがみはら、ホームページでの案内の充実、パンフレットの配布などを行い、制度の周知を推進します。	22	23	24	25	26
	○ 障害福祉相談員などに成年後見制度に関する研修を実施し、制度に対する理解を深め、制度を必要とする相談者への利用説明を行う体制を整備し、利用促進につなげます。 ・障害福祉相談員への研修など	22	23	24	25	26

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
(イ) 成年後見制度の 推進	○ 知的障害、精神障害などにより財産管理及び契約などの法律行為を自分で判断することが困難な場合に、後見人などの援助が受けられるよう、審判申立て手続などの支援を行います。 ・成年後見制度利用支援事業	22	23	24	25	26
						
	㊦ 福祉サービス利用援助事業と連携し、親族がいない、他の後見人候補者などが望めないなどの理由で成年後見制度を利用することが困難な人の権利擁護を推進します。 ・法人後見制度の導入の推進	22	23	24	25	26
(イ) 成年後見制度の 推進	㊦ 成年後見制度の利用促進に必要なとなる、身近な地域に暮らし、利用者を支援することができる後見人を育成するための体制整備などについて検討・実施します。 ・市民後見人の養成	22	23	24	25	26
						
(ウ) ネットワークの 構築	㊦ 成年後見制度を利用できない人の支援のため、普及、啓発などを行うネットワークを構築します。	22	23	24	25	26
						

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
エ 障害のある人への虐待防止の取り組み						
	<p>○ 障害のある人への虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応及び再発防止のためのネットワークの充実を図ります。</p> <p>・虐待防止に向けたシステム整備の推進</p>	22	23	24	25	26
						
	<p>㊦ 障害のある人への虐待防止に関する条例の制定について、国及び県の動向を注視し、幅広く意見を聞きながら、研究します。</p>	22	23	24	25	26
						

(3) 障害者団体などの地域での活動への支援 ～地域社会に参加しやすい環境づくりを目指して～

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 障害者団体などへの支援						
(ア) 障害者団体への支援	○ 障害者団体などの活動に係る経費の負担軽減を図り、福祉増進の一助とするための支援を行います。	22	23	24	25	26
	 推進					
	○ 障害者団体の活動の活性化を図るため、各団体の活動内容の市民への周知について支援します。	22	23	24	25	26
 推進						
(イ) 福祉団体などへの支援	○ 地域福祉推進の中核的組織である市社会福祉協議会の運営を支援します。	22	23	24	25	26
	 推進					
	○ 障害のある人の地域生活支援の中心を担う市社会福祉事業団の運営を支援します。	22	23	24	25	26
 推進						
イ ボランティア活動への支援						
(ア) ボランティア活動の支援	○ ボランティアの育成、組織運営、事業などへの支援を行います。 ・市社会福祉協議会によるボランティアセンターの運営への支援 ・いるかバンク（ボランティア登録制度）の運営（登録者への情報提供及び活動機会の充実）への支援 ・ボランティアセミナー（ボランティア入門講座）の実施 ・ボランティアグループへの助成	22	23	24	25	26
 推進						



施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
	<p>○ ボランティア活動中の事故などに対応する市民活動サポート保険を活用し、市民が安心して活動できる環境をつくりま</p> <p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動中の事故などに対応する市民活動サポート保険の実施 					
						
(イ) ボランティア活動を行う人の養成	<p>○ ボランティア活動への参加を希望している人のために、ボランティア養成講座の実施を支援します。(市社会福祉協議会による相模原ボランティア協会への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎講座 ・コース別講座 					
						

(4) 相談体制の整備 ～福祉サービス提供は、情報と相談から～





施策・項目	実施計画の内容	実施期間及び目標				
ア 相談体制の整備・充実						
(ア) 何でも気軽に相談できる相談体制の整備	○ 市の相談窓口の連携を強化し、相談者の様々なニーズにあった、気軽に相談できる体制を整備します。	22	23	24	25	26
	○ 障害福祉相談員などの技術向上を図り、障害のある人が相談しやすい環境をつくります。 ・ 障害福祉相談員への研修の実施など 《再掲》	22	23	24	25	26
	○ 社会生活上必要な心構え及び生活能力の修得に対する支援として、障害のある人自身がカウンセラーになるピアカウンセリングの実施の充実及びピアカウンセラーの養成を行います。 ・ 障害者支援センター松が丘園における相談業務の実施 ・ 市が実施主体となる障害者地域活動支援センターでのピアカウンセラーの養成及びカンセリングの実施	22	23	24	25	26
	○ 障害のある人が、身近な場所で障害福祉サービスの利用などに関する相談ができるよう、指定相談支援事業者への支援を行います。 ・ 指定相談支援事業者への助成	22	23	24	25	26

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標					
		22	23	24	25	26	
	○ 各種在宅福祉サービスの情報提供、利用申請の支援、社会資源などの活用支援、ニーズに合わせた専門機関の紹介、各種サービスの調整を行います。	22	23	24	25	26	推進
	○ 障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談に応じられる、精神障害のある人を対象とした障害者地域活動支援センターの整備・運営を推進します。	22	23	24	25	26	
	○ 民間と行政の関係者で構成された障害者自立支援協議会において、相談支援の仕組みづくりを推進します。	22	23	24	25	26	推進
	(イ) 専門性のある相談体制の整備	○ 関係機関との連携による地域生活支援の充実のための相談支援を実施します。 ・ 陽光園地域生活支援事業（障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業）の実施	22	23	24	25	26
	㊦ 専門性のある相談を行うために、必要な機関に専門的な知識を有する職員を適正に配置します。 ・ 精神保健福祉センター ・ 障害者更生相談所 ・ 児童相談所など	22	23	24	25	26	新規実施




施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
	㊦ 発達障害のある人の相談支援、普及啓発などを行うため、専門的な職員を配置するなど、新たに発達障害者支援センターを整備し、運営します。	22	23	24	25	26
	○ 専門的な相談を受け付けるための研修の実施などにより、指定相談支援事業者を支援します。 ・相談支援従事者初任者研修の実施	22	23	24	25	26
イ ケアマネジメント体制づくり						
	㊦ サービスの調整にとどまらない、ケアマネジメントの視点を取り入れた相談体制の整備を進めます。	22	23	24	25	26
	○ 民間と行政の関係者で構成された障害者自立支援協議会において、相談支援の仕組みづくりを推進します。《再掲》	22	23	24	25	26
ウ 地域で支える仕組みづくり						
	○ 障害のある人が安心して身近で相談できる環境を整備するため、地域で暮らす人々の障害及び障害のある人に対する理解を促進します。 ・民生委員・児童委員、ボランティアなどへの啓発資料の配布及び研修の実施	22	23	24	25	26

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
エ 情報提供の充実						
	<p>○ 障害のある人が悩みなどを相談できるよう、必要となる情報をまとめた冊子の作成・配布を行います。</p> <p>作成に当たっては、点字・録音版など障害特性に応じた情報提供の充実を図ります。</p> <p>・「福祉のしおり」の作成・配布 ≪再掲≫</p> <p>○ 情報技術を積極的に活用し、障害のある人のニーズに合わせた福祉情報の提供を推進します。</p> <p>・市ホームページ・さがみはらメールマガジンの活用</p>	22	23	24	25	26
						
		22	23	24	25	26
						

(5) 福祉用具の普及 ～一人ひとりの生活に合った福祉用具を～

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 給付と提供体制の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害のある人が補装具を購入及び修理するための費用を支給します。 ・補装具費の支給 ○ 障害のある人の日常生活を支援するため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付又は貸与します。 ・障害児者日常生活用具の給付 ○ 難病のある人などの日常生活を支援するため、日常生活用具を給付します。 ・難病患者日常生活用具の給付 ○ 福祉用具に関する相談を推進します。 ・障害者更生相談所での相談など 	22	23	24	25	26
		推進 				
		22	23	24	25	26
		推進 				
		22	23	24	25	26
		推進 				
		22	23	24	25	26
		推進 				
イ 総合的な利用支援体制の整備						
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護用ベッド、入浴用品、歩行補助用具などの福祉用具及び日常生活用具を展示し、情報提供及び相談を行う事業を支援します。 ・福祉機器展示室の充実 	22	23	24	25	26
		推進 				
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車いすなどの無料貸し出し、特殊ベッドのリース料の助成などを支援します。 ・市社会福祉協議会による福祉機器貸出の事業への支援 	22	23	24	25	26
		推進 				

(6) 友好都市などとの交流・支援 ～交流の推進～

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 友好都市との福祉交流の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある人の社会参加を促進するため、友好都市などとの交流を促進します。 ・ 障害者余暇活動支援事業（一日バスレクリエーション「りんご狩り」の実施） 	22	23	24	25	26
						
イ 外国籍の障害のある人との交流の促進						
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民団体などが行う、国際協力及び国際理解を深める活動に対し、支援します。 ○ 国際交流ラウンジ、公民館など、身近な場所で、国際理解を深める講座を実施します。 	22	23	24	25	26
						
		22	23	24	25	26
						

【施策に関する成果指標】

成果指標 1

障害のある人への理解促進

【ノーマライゼーションという言葉を知ったことがあり、意味も知っている」と回答した人の割合】

対象者	平成19年度	平成26年度 (目標)	指標の説明
市民	16.3%	23.3%	障害及び障害のある人への理解を促進するための施策の結果を示す指標

※平成19年度の数字は『相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書』に基づくもの。

《設定した理由》

障害のある人もない人も、ともに地域の中でいきいきと生活することができる社会づくりを進めるには、障害のない人の、障害及び障害のある人に対する理解を促進することが必要です。

本実施計画では、障害及び障害のある人への理解を促進するための施策を実施します。

その結果として、障害のある人もない人も、ともに地域の中でいきいきと生活することができる社会づくりをあらわす、「ノーマライゼーション」という言葉の意味を理解している人の増加を目指します。

成果指標 2**成年後見制度の推進****【成年後見制度を知っていると回答した人の割合】**

対象者	平成19年度	平成26年度 (目標)	指標の説明
身体障害のある人	20.0%	30.2%	成年後見制度の推進を図り、制度を必要とする人が必要なときに利用できる環境づくりの結果を示す指標
知的障害のある人	42.0%	50.0%	
精神障害のある人	18.0%	30.2%	

※平成19年度の数字は『相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書』に基づくもの。なお、対象者は、障害のある人本人又はその家族など。

〈設定した理由〉

成年後見制度は平成12年4月よりスタートした制度ですが、後見人の不足及び制度の内容を知らない人が多いなどの要因により、制度の利用が進んでいない状況です。

本実施計画では、成年後見制度の推進を図り、制度を必要とする人が必要なときに利用できる環境づくりを進めます。

その結果として、制度の利用が進んでいない要因の1つである、成年後見制度を知っている人の割合の増加を目指します。




2. 福祉、保健・医療サービス




(1) 保健福祉圏域 ～圏域を生かしたサービス提供～


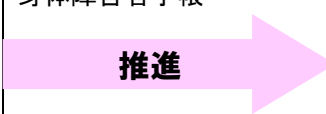
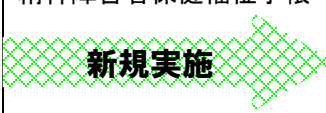

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 大圏域の役割						
	<p>○ 大圏域（市を一つとする）における施策の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全市的課題の検討 ・ 地域福祉計画の推進 ・ 福祉施策の企画・研究・開発（既存福祉施策の見直し、高次脳機能障害施策など） ・ 高度で専門的なサービスの提供 （中・小圏域で対応できないサービスの提供） <p>㊦ 障害者施策推進協議会の運営</p> <p>㊧ 精神保健福祉審議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉審議会身体障害者専門分科会の運営 ・ 障害程度区分判定等審査会の運営 ・ 障害者自立支援協議会の運営 ・ 陽光園地域生活支援事業での関係機関のコーディネートによる支援 	22	23	24	25	26
		<p>障害者施策推進協議会・精神保健福祉審議会</p> <p>新規実施</p> <p>その他</p> <p>推進</p>				
イ 中圏域の役割						
	<p>○ 中圏域（区を一つとする）における施策の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区ごとに設置される福祉事務所及び保健センターなどの機能拡充 <p>㊨ 保健・福祉ニーズに対する相談業務、保健施策及び福祉施策を推進するため、（仮称）北地区保健福祉センターの整備を推進します。</p>	22	23	24	25	26
		<p>新規実施</p> <p>22 23 24 25 26</p> <p>検討・整備 運営</p>				




施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
	㊦ こども家庭相談課での療育相談を実施します。	22	23	24	25	26
		新規実施 				
	㊦ 大圏域で設置されている機関の中で、身近な場所でサービスの提供などを行うことが求められるものについて、中圏域ごとの設置などを含め、あり方を検討します。	22	23	24	25	26
		検討 				
ウ 小圏域の役割						
	○ 小圏域（市域を22地区に区分）における施策の充実を図ります。 ・ 地域住民の福祉ニーズの把握、それに対応したサービス供給のあり方などの検討 ・ 身近な相談体制の整備に向けた検討 ・ 地域の特性に応じた、地域活動の展開・促進	22	23	24	25	26
		推進 				
エ 相模原市高齢者保健福祉計画における日常生活圏域などとの連携						
	○ 高齢者保健福祉計画に基づく各種サービスの情報提供及び相談業務との連携を図ります。また制度の移行などによるサービス提供を円滑に実施します。	22	23	24	25	26
		推進 				

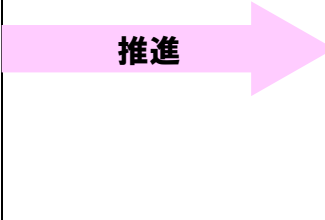
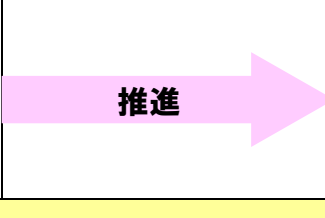
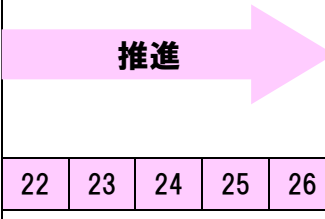
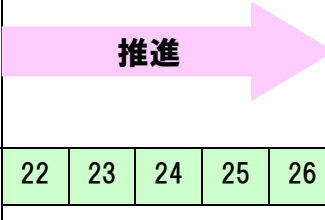

(2) 福祉サービス基盤の整備 ～主体的生活を目指して～

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 地域生活・自立生活支援の充実						
(ア) 在宅福祉サービスなどの充実	<p>○ 在宅での安心した生活に必要な訪問によるサービスを促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援など 	22	23	24	25	26
						
	<p>○ 障害のある人のニーズに合わせた日中活動に関するサービスを促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 ・ 自立訓練 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援 ・ 療養介護 ・ 児童デイサービスなど 	22	23	24	25	26
						
	<p>○ 居宅での介助が困難な場合、障害のある人が一時的に福祉施設を利用して介助サービスを受ける事業を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所 	22	23	24	25	26
						



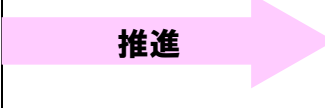

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
(イ) 自立生活への支援	<p>○ 障害のある人が地域でいきいきとした自立生活を送るために必要となる事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム・ケアホーム・福祉ホームの利用者及び事業者への支援 (共同生活介護等住宅設置運営費の助成、共同生活介護等住居家賃助成事業、共同生活介護等事業加算給付) ・日常生活で生じる問題、法律相談及び財産管理についての相談 ・自立生活支援事業など 	22	23	24	25	26
						
	<p>○ 障害のある人が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、創作的活動、生産活動の機会の提供及び地域との交流を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行うサービスを促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターの支援など 	22	23	24	25	26
						
<p>○ 自立生活支援の充実のための障害者生活支援事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用支援 ・ピアカウンセリングの実施 ・自立プログラムの作成 ・自立生活に必要な情報提供など 	22	23	24	25	26	
						

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
	○ 相談会、訪問相談事業、患者、家族会への支援などを行う、難病患者地域支援ネットワーク事業を推進します。	22	23	24	25	26
						
	○ 自立した生活を支援するために必要となる各種手帳を発行します。 ・身体障害者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障害者保健福祉手帳	22	23	24	25	26
		身体障害者手帳				
						
		療育手帳 精神障害者保健福祉手帳				
						
	○ 各種手当などを給付します。 ・特別児童扶養手当 ・児童扶養手当 ・母子父子家庭等福祉手当 ・特別障害者等福祉手当 ・市重度障害者等福祉手当 ・在日外国人障害者等福祉給付金 ・障害者扶養共済制度など	22	23	24	25	26
						


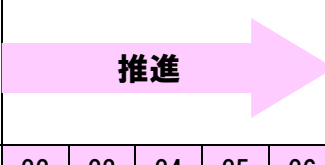
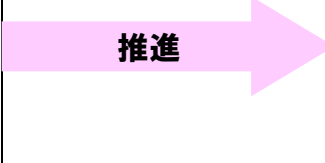
施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
(ウ) 社会参加支援の充実	<p>○ 障害のある人の社会参加の促進を図るため、移動支援を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドヘルプサービスの給付 ・歩行困難者・車いす使用者などを対象とした重度障害者移動支援の充実 ・自動車燃料費助成 ・福祉タクシー利用料助成 ・自動車運転免許取得・自動車改造費助成 ・身体障害者ハンドル形電動車いす購入費助成 ・障害者施設通所交通費助成など 	22	23	24	25	26
						
	<p>○ 聴覚障害のある人などの社会参加の促進を図るため、コミュニケーション支援事業を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者・要約筆記通訳者派遣及び手話通訳者設置事業の実施<<再掲>> ・手話通訳者・要約筆記者養成講座の充実 ・全身性障害者等入院時コミュニケーション支援事業の充実など 	22	23	24	25	26
						
	<p>○ 障害のある人の社会参加の促進のため、市が実施する地域生活支援事業を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字広報などの発行 ・障害児者入浴サービス ・更生訓練費等経費 ・障害者生活サポート事業など 	22	23	24	25	26
						

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
(エ) 民間福祉サービスとの連携	○ 障害、高齢などのために、日常生活を送る上で援助が必要な世帯に、市民の参加と協力により、会員方式で実施する有料家事援助・介助サービスを支援します。 ・市社会福祉協議会によるふれあいサービスの支援	22	23	24	25	26
						
	○ 障害者支援センター松が丘園において障害福祉サービス事業者職員への研修を実施するなど、障害福祉サービス事業者への支援を行います。 ・障害者施設支援事業など	22	23	24	25	26
						
イ 家族支援の充実						
(ア) 一時利用の充実	○ 居宅での介助が困難な場合、障害のある人が一時的に福祉施設を利用して介助サービスを受ける事業を充実します。 ・日中短期入所事業の充実	22	23	24	25	26
						
	○ 医療的なケアを要する人の利用拡大など、障害のある人の家族の休息（レスパイト）のため、身近な地域で障害のある人を一時的に預かる事業を充実します。 ・障害者一時ケア事業の充実	22	23	24	25	26
						
(イ) 放課後対策の充実	㊦ 障害のある児童の放課後及び夏休みなどの療育・支援機能を充実します。 ・障害児放課後居場所づくり事業の実施	22	23	24	25	26
						



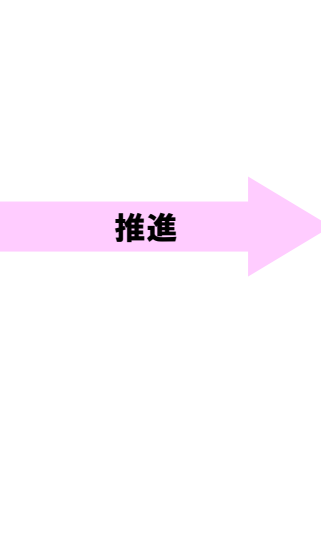
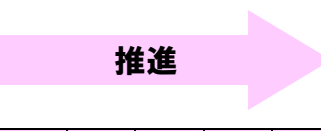

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
(ウ) 送迎支援などの実施	㊦ 既存の支援制度の対象となっていない人の送迎について、ニーズを把握・検討して、実施します。 ・障害のある人の通学、通所などに必要となる、移動手手段の確保の検討	22	23	24	25	26
ウ 生活の場の充実						
(ア) グループホームなどの設置の促進	○ 地域生活の基盤となるグループホーム、ケアホームなどの居住系サービスを充実します。 ・共同生活介護等住居設置費助成 ・福祉ホーム運営費助成 ・共同生活介護等住居家賃助成 ・障害者就労訓練設備等事業 ・障害福祉施設整備支援事業など	22	23	24	25	26
	○ 障害のある人が、地域での生活に円滑に移行するために、グループホーム及びケアホームを利用した支援を促進します。 ・体験宿泊の実施	22	23	24	25	26
(イ) 生活の場の拡充の取り組み	○ 障害のある人が賃貸借契約による一般住宅への入居を希望しながらも、入居手続きが自分でできないなどの理由により入居が困難なときに、入居、入居後に必要な調整などを支援します。 ・障害者居住サポート事業の充実など	22	23	24	25	26

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
エ 情報提供の充実						
(ア) 情報提供手段の 充実	<p>○ 障害のある人もない人も、また障害の種別に関係なく、福祉サービスなどについて、情報が共有できるよう、提供手段などを充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報さがみはら」・「福祉のしおり」の点字版・録音版の作成<<再掲>> 	22	23	24	25	26
						
	<p>○ 障害の特性に応じた情報提供サービスを充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保健と福祉のライブラリー」における点字・録音図書の貸出など<<再掲>> ・市立図書館における録音図書の貸出 ・ボランティアによる図書の対面朗読の実施 ・「さがみはらネットワークシステム」の活用 ・音声コードの普及促進など 	22	23	24	25	26
						
<p>○ 福祉に限らず、必要な情報を得られるよう、手話通訳者及び要約筆記者の設置・派遣を行うコミュニケーション支援事業を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者・要約筆記通訳者派遣及び手話通訳者設置事業の実施<<再掲>> 	22	23	24	25	26	
						
(イ) 情報提供手段の 研究	<p>㊦ 福祉に関する情報提供の重要な手段であるホームページにおいて、障害のある人の利用に配慮したものにするために、調査・研究を進めます。</p>	22	23	24	25	26
						




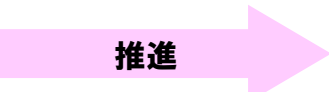
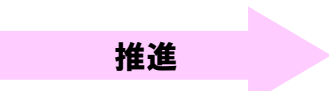
施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標					
		22	23	24	25	26	
(ウ) 情報提供に関する啓発の促進	○ 障害のある人に配慮した情報提供を行うよう、市民及び事業者に対して、啓発を行います。						推進
オ 地域活動支援センターなどの充実							
(ア) 地域活動支援センターなどの整備・運営	○ 障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談に応じられる、精神障害のある人を対象とした障害者地域活動支援センターの整備・運営を推進します。《再掲》	22	23	24	25	26	新しい施設 検討・整備 推進
	○ 法人などが運営する地域活動支援センターなどの運営を支援します。 ・地域活動支援センターの運営支援 ・障害者地域作業所の運営支援 ・障害者地域作業所等健康診査事業 ・地域作業所等法内施設移行促進事業	22	23	24	25	26	推進
(イ) 地域活動支援センターの機能の拡充	○ 地域活動支援センターの機能・体制を充実・強化するために必要となる人件費を助成します。 ・障害者地域活動支援センター機能強化事業	22	23	24	25	26	推進
カ 障害福祉サービス事業者などの充実							
(ア) 障害福祉サービス事業者などの支援の促進	○ 障害のある人の地域生活を支援する日中活動系サービス及び居住系サービスを提供する事業者の活動が充実するために支援を行います。 ・障害福祉サービス事業を行う施設の整備促進 ・障害者就労訓練設備等整備事業	22	23	24	25	26	推進






施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
(イ) 障害福祉サービス事業者などの機能の充実	○ 障害のある人に質の高いサービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業者への支援を進めます。 ・ 民間障害福祉施設等運営費助成	22	23	24	25	26
						
キ 障害福祉サービス事業者などのネットワーク						
(ア) 障害福祉ネットワークの整備	○ 民間と行政の関係者で構成された市障害者自立支援協議会において実施する、地域の障害福祉に関する地域生活支援システムの構築を推進します。	22	23	24	25	26
						
(イ) ネットワークによる情報交換などの促進	○ 法人運営に必要な福祉関連法令、会計などの研修の実施を障害福祉サービス事業者のネットワークを通じて周知し、障害福祉サービス事業者の運営を支援します。 ・ 障害者施設支援事業<<再掲>>	22	23	24	25	26
						


(3) 保健・医療サービス ～身近な地域での保健・医療～

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 保健・医療体制などの充実						
(ア) 地域保健の向上	○ 市民の安全を守るため、様々な健康危機管理事例に対応する健康危機管理体制の充実を推進します。	22	23	24	25	26
						
	㊦ 保健・福祉ニーズに対する相談業務、保健施策及び福祉施策を推進するため、(仮)北地区保健福祉センターの整備を推進します。《再掲》	22	23	24	25	26
						
(イ) 身近な医療供給体制の充実	○ 夜間及び緊急時に対応できるよう医療の実施・確保に努めます。 ・ 緊急医療情報センター運営事業 ・ 夜間急病診療事業 ・ 病院群輪番制運営事業 ・ 休日急病医科診療事業 ・ 津久井地域急病診療事業 ・ 休日急患調剤薬局運営事業 ・ 休日柔道整復施療所運営事業 ・ 外科系救急医療体制支援事業 ・ 小児急病診療事業 ・ 休日急患歯科診療事業 ・ 産婦人科急病診療事業など	22	23	24	25	26
						
	○ 災害時医療救護マニュアルに基づき、医療救護体制、医療品などの備蓄・供給体制の整備を進めます。	22	23	24	25	26
						
○ 高度医療機器の共同利用事業、救命救急センターなどの運営補助による地域医療の向上を支援します。	22	23	24	25	26	
						



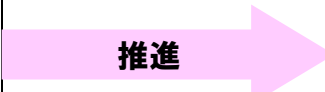


施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標					
		22	23	24	25	26	
	○ 医療対策協議会において、地域医療に関する課題の検討を行います。						推進
(ウ) 多様なニーズに対応する医療サービスの充実	○ 口腔保健センターで、障害者歯科診療事業を行います。						推進
	○ 訪問看護ステーションなどの訪問看護師によるケアを充実します。						推進
	○ 重度・重複障害のある人への入院時の支援を行います。 ・全身性障害者等入院時コミュニケーション支援事業の充実など<<再掲>>						推進
	(エ) 精神科救急医療体制の整備	㊦ 精神科救急医療体制について、県及び他の政令指定都市と協調し実施します。					
(オ) 医療費などの助成の実施	○ 小児慢性特定疾患のある児童などへの支援を行います。 ・小児慢性特定疾患児手帳の交付 ・小児慢性特定疾患医療給付 ・小児慢性特定疾患児日常生活用具給付 ・未熟児養育医療給付						推進

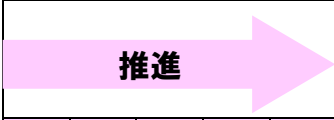

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
	○ 心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な自立支援医療を支給します。 ・自立支援医療（更生医療） ・自立支援医療（育成医療） ◎自立支援医療（精神通院医療）	22	23	24	25	26
	自立支援医療(更生医療) 自立支援医療(育成医療)					
	自立支援医療(精神通院医療)					
		22	23	24	25	26
	○ 医療と常時介護を要する人に対し、療養介護医療費の支給を行います。	22	23	24	25	26
						
	○ 安心して必要な医療を受けることができるよう、医療費の助成を行います。 ・重度障害者医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・乳幼児医療費助成 ・小児入院医療費助成など	22	23	24	25	26
						
	○ 治療用装具の代金の助成を行います。	22	23	24	25	26
						

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標					
イ リハビリテーションの充実							
(ア) 医学的リハビリテーションの充実	○ 施設及び地域で参加できるリハビリテーションを充実します。 ・ 障害福祉サービス事業者が行う機能訓練の支援 ・ 市内障害福祉施設での機能訓練実施 ・ 保健センターを拠点とした機能訓練に関する相談の実施 ・ 民間障害福祉施設等運営費の助成（医療従事者加算）	22	23	24	25	26	
							
(イ) 地域リハビリテーションの構築の推進	○ 総合的なリハビリテーション体制の整備に向けた関係機関との協議を推進します。	22	23	24	25	26	
							
ウ 健康増進施策の充実							
(ア) 相談事業などの充実	○ 生活習慣病の予防、健康の維持・増進を目的とした相談事業を実施します。 ・ 重点健康相談 ・ 総合健康相談	22	23	24	25	26	
							
	○ 生活習慣病の予防及び健康の維持・増進を目的とした健康教室などを充実します。 ・ 介護家族健康教育 ・ 認知症予防事業	22	23	24	25	26	
							
		22	23	24	25	26	
							

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標					
	○ 国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームの早期発見・生活習慣改善を目的として、特定健康診査・特定保健指導を実施します。	22	23	24	25	26	
(イ) 事故防止などの 取り組み	○ 疾病の発生及び蔓延を防止するための予防接種事業を充実します。	22	23	24	25	26	




(4) 人材の養成・確保 ～専門性を持つ人材を育てる～





施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 福祉サービスに関わる人材の養成						
	○ 障害福祉サービス事業所職員などの、市内の福祉従事者に向けた体験的な研修の実施と情報提供により、人材の養成を支援します。	22	23	24	25	26
						
	○ 障害のある人の特性を踏まえた居宅介護従事者養成研修などを充実します。	22	23	24	25	26
						
○ 聴覚障害のある人などの社会参加の促進のために、手話通訳者・要約筆記者養成講座を充実します。《再掲》	22	23	24	25	26	
						
イ 専門性を持つ人材の確保						
	○ 医療専門職を養成・確保するために、看護職員養成施設への補助、看護資格取得のための修学資金の貸付などの支援を行います。 ・看護職員養成施設への補助 ・看護資格取得のための修学資金の貸付 ・院内保育施設への支援	22	23	24	25	26
						
○ 専門性を高めるための研修内容の充実及び研修を受けることができる環境づくりを推進します。	22	23	24	25	26	
						

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ウ ケアマネジメント人材の養成・確保						
	○ ケアマネジメント体制の確立に向けた人材の養成・確保を実施します。	22	23	24	25	26
						
	○ ケースワーカーの研修などを充実し、人材の養成を充実します。	22	23	24	25	26
						




(5) 精神保健福祉施策の充実 ～身近な地域での保健福祉～

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 精神保健福祉相談の充実及び福祉、保健・医療との連携の推進						
(ア) 精神保健福祉相談の充実	<p>㊦ 3障害を一元化した相談・サービス提供ができる体制を各区に整備します。</p>	22	23	24	25	26
	<p>○ 障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談に応じられる、精神障害のある人を対象とした障害者地域活動支援センターの整備、運営を推進します。《再掲》</p>	新規実施				
		22	23	24	25	26
	<p>○ 研修の実施などにより障害福祉相談員の技術向上を図り、障害のある人が、さらに相談しやすい環境をつくります。《再掲》</p>	<p>新しい施設 検討・整備 推進</p>				
		<p>既存施設 推進</p>				
<p>○ 研修の実施などにより障害福祉相談員の技術向上を図り、障害のある人が、さらに相談しやすい環境をつくります。《再掲》</p>	22	23	24	25	26	
<p>㊦ 精神科救急医療体制について、県及び他の政令指定都市と協調し実施します。《再掲》</p>	推進					
	22	23	24	25	26	
(イ) 普及啓発の推進	<p>○ 市民の精神保健福祉に関する正しい知識を深めるとともに、市民のメンタルヘルス意識向上と地域への普及啓発を促進します。 ・広報、講演会などの普及啓発の推進</p>	22	23	24	25	26
		推進				
	<p>○ 「自殺対策基本法」の第4条の規定に基づく自殺予防総合対策事業を総合的・積極的に実施します。</p>	22	23	24	25	26
推進						



施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標					
	<p>○ 家族からの相談に対応し、背景にある問題を整理し、家族自身が問題に向き合い、ひきこもりの解決に向かうことができるように支援します。</p> <p>・ひきこもり相談・支援事業</p>	22	23	24	25	26	
(ウ) 福祉、保健・医療サービスの充実	<p>○ 精神障害のある人の生活を支える福祉サービスの充実を図ります。</p> <p>・居宅介護事業</p> <p>・行動援護事業</p> <p>・重度障害者等包括支援事業</p> <p>・短期入所サービス</p> <p>㊦自立支援医療(精神通院医療)</p> <p>㊦精神障害者保健福祉手帳交付</p> <p>・重度障害者医療費助成<<再掲>>など</p>	22	23	24	25	26	
(エ) 地域生活の支援	<p>○ 地域生活の基盤となるグループホーム、ケアホームなど居住系サービスを充実します。<<再掲>></p> <p>・共同生活介護等住居設置費助成</p> <p>・福祉ホーム運営費助成</p> <p>・共同生活介護等住居家賃助成</p> <p>・障害者就労訓練設備等事業</p>	22	23	24	25	26	
	<p>○ 障害のある人が賃貸借契約による一般住宅への入居を希望しながらも、入居手続きが自分でできないなどの理由により入居が困難なときに、入居、入居後に必要な調整などを支援します。</p> <p>・障害者居住サポート事業の充実など<<再掲>></p>	22	23	24	25	26	

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
	<p>○ 精神科病院に入院している精神障害のある人のうち、病状安定、受入れ条件が整えば退院可能である人に対し、活動の場の提供、退院のための準備活動及び関係機関の連携強化を行い、地域の受け入れ体制の充実を図り、精神障害のある人の円滑な地域移行を図るための支援を行います。</p> <p>・退院促進事業の実施</p>					
						
	<p>○ 精神障害のある人、その家族、兄弟姉妹などがお互いに助け合い、支えあい、共通の問題に対処していく目的を持った集まりを支援します。</p> <p>・自助グループの育成支援</p>					
						
(オ) 社会参加・就労支援の充実	<p>○ さがみはら就労支援連絡会に参加し、個別相談及び就労ケア会議を通じての就労支援プランを検討します。また職場復帰支援、職業訓練などの情報提供を実施します。</p> <p>・就労準備支援事業</p>					
						
	<p>○ 地域で生活する精神障害のある人の自立と社会参加の促進を図るために、あじさい交流会の開催など、地域交流関連事業を実施します。</p> <p>・地域交流関連事業</p>					
						





施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
イ 精神保健福祉センターによる支援						
	<p>㊦ こころの健康に関する悩み、困りごとなどの相談ができる専用電話を開設し、こころの健康づくりなどに関する相談を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの電話相談事業など <p>㊧ こころの健康・精神疾患・社会復帰に関する相談、アルコール・薬物関連問題、思春期・社会的ひきこもりなどの相談に応じられる、専門的な支援を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定相談事業 (専門相談、外来診療など) <p>㊨ 精神障害のある人の相談支援及び保健福祉の関係機関との連携を図りながら、支援困難な相談及び事業実施への技術的な助言を行うなど、専門的な支援を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業(技術指導・技術援助) <p>㊩ 精神障害のある人の相談支援及び保健福祉の関係機関の職員など従事者の技術向上のための研修を実施し、人材の育成を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研修事業 	22	23	24	25	26
新規実施						
22	23	24	25	26	新規実施	
22	23	24	25	26	新規実施	
22	23	24	25	26	新規実施	

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
	<p>㊦ 精神障害のある人の人権に配慮しながら、その適正な医療の提供及び保護のため、精神科病院に入院している精神障害のある人の処遇などについて、専門的な審査を行います。</p> <p>・精神医療審査会の運営</p>	22	23	24	25	26
						
	<p>○ 市民に向けて精神保健福祉に関する正しい知識を深めるとともに、市民のメンタルヘルス意識の向上と地域への普及啓発を促進します。</p> <p>・普及啓発事業の実施</p>	22	23	24	25	26
						
	<p>○ こころの健康の増進、精神障害のある人の支援などについての諸資料の収集整備・調査研究を行い、精神保健福祉に関する資料及び情報の提供を充実します。</p>	22	23	24	25	26
						

(6) 療育体制の整備 ～乳幼児期から成人期の間に必要な支援の展開～

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 早期発見・早期療育体制の充実						
(ア) 出生前からの相談の充実	<p>○ 障害を早期に発見し、早期療育につなげ、育児についての不安及び悩みを軽減するため、様々な機会を捉えた相談支援事業を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話育児相談 ・ おやこひだまり相談 ・ 地域における健康相談 (ふれあい親子サロン) など 	22	23	24	25	26
						
(イ) 相談及び健康診査の充実	<p>○ 早期に障害を発見し、早期療育を行うための各種健康診査事業を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦健康診査 ・ 4か月児健康診査 ・ 8か月児健康診査 ・ 1歳児健康診査 ・ 1歳6か月児健康診査 (医科・歯科) ・ 2歳6か月児歯科健康診査 ・ 3歳6か月児健康診査 (医科・歯科) ・ 乳幼児精密健康診査 ・ 乳幼児経過検診 ・ 継続歯科健康診査 ・ 療育機関での療育相談の実施 ・ 幼稚園・保育所・小中学校での日常の見守りの実施など 	22	23	24	25	26
						

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標					
		22	23	24	25	26	
(ウ) 支援する職員などの技術向上	<p>○ 乳幼児健診の精度を高めることなどを目的として実施される研修に参加し、職員の技術向上を推進します。発達障害の早期発見を視野に入れた乳幼児健診のポイントなどについて学ぶ、医師会主催の研修会に参加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の早期発見を視野に入れた研修会への参加など 	22	23	24	25	26	推進
	<p>○ 職員の技術向上のため、保育所への巡回訪問、研修の実施などを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽光園地域生活支援事業の実施 	22	23	24	25	26	
(エ) 早期療育のための連携	<p>○ 障害の早期発見・早期療育のため、療育機関と保健所、保育所、幼稚園、学校などの連携を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育相談、地域生活支援事業の充実 	22	23	24	25	26	推進
(オ) 保護者の支援	<p>○ 障害のある児童がいる家庭を訪問し、発育発達・育児などについて指導を行う、母子訪問指導事業を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦新生児訪問指導 ・未熟児訪問指導 ・慢性疾患児訪問指導 ・母子訪問指導など 	22	23	24	25	26	推進

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標					
		22	23	24	25	26	
	<p>○ 育児に関する情報提供、育児技術の習得などに繋がる健康教育事業を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親父親教室 ・離乳食講習会 ・むし歯予防教室 ・子どもの生活習慣病予防教室など 						推進 
イ 療育体制の充実							
(ア) 一貫した療育のためのシステムづくり	<p>○ 発育・発達の遅れがある児童に対し、情報交換、処遇に関する連絡調整などを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育支援検討委員会の運営 						推進 
(イ) 相談、情報提供などの充実	<p>○ 福祉、保健・医療、教育などの関係機関と連携した、発達・障害に関わる相談など総合的かつ専門的な支援を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽光園と関係機関による支援の充実 						推進 
(ウ) 日中活動の場の充実	<p>○ 在宅の障害のある児童に対し、日常生活動作、運動機能などに係る訓練、指導など必要な療育を行うことにより、運動機能などの低下を防止するとともに、その発達を促し、併せて保護者などの家庭における療育技術の習得を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児（者）通園事業 ・障害児放課後居場所づくり事業の実施<<再掲>> ・児童デイサービスの促進<<再掲>> 						推進 

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
(エ) 障害のある児童 のための施設の整備	㊦ 知的障害のある児童及び重度の知的障害と重度の肢体不自由を重複している障害のある児童の受け入れのための施設の整備促進を図ります。 ・知的障害児施設の整備 ・重症心身障害児施設の整備	知的障害児施設				
		検討・整備			運営	
		重症心身障害児施設				
		検討・整備			運営	

【施策に関する成果指標】

成果指標 1

福祉サービス基盤の整備

【障害福祉サービス・地域生活支援事業のサービスについて、ほぼ満足、満足と回答した人の割合】

対象者	平成19年度	平成26年度 (目標)	指標の説明
障害のある人	54.9%	60.8%	「地域生活・自立生活支援の充実」の中で様々なサービスの充実、支援に取り組んだ結果を示す指標

※平成19年度の数字は『相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書』に基づくもの。なお、対象者は、障害のある人本人又はその家族など。

〈設定した理由〉

障害のある人が、住み慣れた地域で、安心して生活するためには、生活を支援する福祉サービスが充実し、自ら選択できる状況が整わなければなりません。

本実施計画では、「地域生活・自立生活支援の充実」の中で様々なサービスの充実、支援に取り組んでまいります。

その結果として、障害福祉サービスなどをご利用いただいた人の満足度の向上を目指すものです。

成果指標 2

主な介護・介助者の健康状態

【主な介護・介助者の健康状態について、「病気ではないが疲れぎみ」と回答した人の割合】

対象者	平成19年度	平成26年度 (目標)	指標の説明
身体障害のある人	37.3%	18.6%	障害のある人を支える家族の支援について、施策を実施した結果を示す指標
知的障害のある人	34.9%	17.4%	
精神障害のある人	50.0%	25.0%	

※平成19年度の数字は『相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書』に基づくもの。なお、対象者は、障害のある人本人又はその家族など。

〈設定した理由〉




主な介護・介助者について、障害の種別にかかわらず、ほとんどの人が配偶者、母、子などの親族であると回答していますが、その家族の健康状態について伺ったところ、「病気ではないが疲れぎみ」と回答している人の割合が高いことがわかりました。



基本計画では、障害のある人の家族に対する支援を新たな課題として位置付け、実施計画においても、障害のある人を支える家族の支援について、施策を実施します。

その結果として、主な介護、介助者の健康状態で「疲れぎみ」と回答した人の割合の減少を目指します。


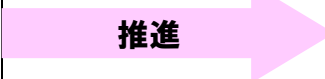
3. 教育・育成の充実





(1) 乳幼児期における保育・教育 ～早期からの取り組みの推進～

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標						
ア 保育・教育環境の充実								
	○ 保育所・幼稚園で、ともに成長することを目指し、乳幼児期からお互いを理解する心を育てます。《再掲》 ・保育所・幼稚園における統合保育・教育の推進	22	23	24	25	26		
	○ 保育所・幼稚園で地域の中でともに学びともに育つ機会として交流保育の受け入れを行います。また、陽光園と保育所での交流保育を実施します。《再掲》	22	23	24	25	26		
	○ 統合保育技術などの研究・改善の実施、他の保育所への助言などを行います。 ・障害児保育研究保育所の拡充	22	23	24	25	26		
イ 研修の充実及び理解の促進								
	○ 専門性の向上及び障害に対する理解を促進するため、関係機関と連携を取りながら、積極的に研修を行います。 ・教職員・職員への研修	22	23	24	25	26		
	ウ 統合保育などの充実							
	○ 発育・発達の遅れがある児童に対し、情報交換、処遇に関する連絡調整などを行います。 ・保育支援検討委員会の運営《再掲》	22	23	24	25	26		





施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
エ 相談、情報提供などの充実						
	<p>○ 障害に対する早期対応及び周囲への理解促進のため、乳幼児期における育児情報の提供及び相談事業を充実します。</p> <p>・育児情報の提供及び育児相談への対応</p>	22	23	24	25	26
						
オ 相模原市次世代育成支援行動計画（さがみはらいきいき親子応援プラン）との連携						
	<p>○ 「相模原市次世代育成支援行動計画（さがみはらいきいき親子応援プラン）」に基づく各種サービスとの連携を図り、ライフステージの変化に円滑に対応します。</p>	22	23	24	25	26
						

(2) 学齢期における支援 ～一人ひとりに応じた教育の提供～

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 相談体制の充実						
(ア) 就学相談の充実	○ 相談・支援体制の一体化をめざして取り組みます。また、関係機関と連携して就学移行期における個別の教育支援計画(支援シート)を作成します。	22	23	24	25	26
						
(イ) 就学指導委員会の充実	○ 障害のある次年度就学児及び学齢児童・生徒に対し、一人ひとりの状態、発達段階及び特性に応じて適正な就学指導を行います。	22	23	24	25	26
						
(ウ) 教育相談などの充実	○ 保護者及び学校からの要請により、関係機関と連携して実施し、就学後における児童・生徒の相談体制を充実します。 ・相談、授業参観及びケース会議の実施	22	23	24	25	26
						
	○ 相談の充実と具体的な支援につなげるために各校の巡回相談を実施します。	22	23	24	25	26
						
イ 特別支援教育の充実						
(ア) 一人ひとりに応じた教育の充実	○ 教育的ニーズのある児童・生徒の理解と支援を円滑に行うために全小・中学校内に支援教育コーディネーターを位置付けるとともに、校内委員会の設置を推進します。	22	23	24	25	26
						
(イ) 教育環境の整備	○ 市内の全小・中学校への特別支援学級の設置を推進します。	22	23	24	25	26
						

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
(ウ) 研修の充実及び指導方法の研究	○ 学校の職員が支援教育についての理解を深め、適切な支援を行えるよう計画的な研修を実施します。	22	23	24	25	26
						
(エ) 進路指導の充実	○ 中学校に在籍している生徒に、自立に向けた職場体験実習を実施します。	22	23	24	25	26
						
(オ) 相模原市支援教育推進プランとの連携	㊦ 支援教育推進プランの検証を行い、改訂委員会において、推進プランの改訂及び充実を図ります。	22	23	24	25	26
						

(3) 生涯学習機会の充実 ～学習機会の拡大～

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 学びやすい環境づくりの充実						
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設改修を順次行い、学習環境の充実を図り、各公民館における各種講座などの内容を充実します。 	22	23	24	25	26
		推進 				
イ 資料などの提供の充実						
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図書資料、録音・点字図書、視聴覚資料の提供など図書館における資料や情報提供を充実します。 ○ 生涯学習情報システムによる全市的な学習機会、サークル、人材などの情報提供を実施します。 	22	23	24	25	26
		推進 				
		22	23	24	25	26
		推進 				
ウ 市民活動への支援						
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある人の文化活動を関連事業と位置付けている市民文化祭の開催を支援します。 	22	23	24	25	26
		推進 				

【施策に関する成果指標】

成果指標 1

学校生活における家族の負担の軽減

【家族の負担が大きいと回答した人の割合】

対象者	平成19年度	平成26年度 (目標)	指標の説明
身体障害のある人	20.0%	10.0%	相談体制の整備など、家族支援の充実のための施策に取り組んだ結果を示す指標
知的障害のある人	15.5%	7.7%	

※平成19年度の数字は『相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書』に基づくもの。なお、対象者は、障害のある人本人又はその家族など。

〈設定した理由〉

学校生活を楽しく、安心して過ごすためには、通っている方が困っている問題を認識し解消する必要があります。





『相模原市障害者福祉計画基礎調査報告書』では、学校生活を送る上で、最も困っていることとして、「家族の負担が大きい」ことがあげられています。




本実施計画では、相談体制の整備など、家族支援の充実のための施策を盛り込んでおります。





その結果として、「家族の負担が大きい」と回答した人の割合の減少を目指します。

4. 就労の充実

(1) 就労への支援 ～就労への理解と場の確保～

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標					
ア 就労を支援するための取り組みの充実							
(ア) 雇用促進のための取り組みの推進	○ 事業者に対し、障害者雇用促進月間を通じ、法定雇用率などについて啓発します。	22	23	24	25	26	推進 
	○ 市における、障害のある人の雇用の推進を図ります。 ・知的障害のある人の正規職員採用の検討など	22	23	24	25	26	
	○ 神奈川県障害者技能競技大会（アビリンピック）の開催を支援し、広く障害に対する理解を促進するとともに、障害のある人の雇用の促進を図ります。 ・広報さがみはらなどによる大会の開催周知及び後援	22	23	24	25	26	推進 
(イ) 就労環境の整備促進	○ 身体障害のある人などの雇用促進に寄与すると認められる施設及び設備の改善に要する資金の融資により、障害のある人の雇用拡大を促進します。 ・中小企業融資制度（特別融資、環境整備支援基金）	22	23	24	25	26	推進 
	○ 特例子会社設立に係る初期整備費用の一部の補助を行い、障害のある人の雇用拡大を促進します。 ・障害者雇用特例子会社設立に係る初期整備費用助成	22	23	24	25	26	推進 

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標					
	<p>○ 障害のある人の就労・職場定着支援のためのジョブコーチの派遣及び養成を充実します。</p>	22	23	24	25	26	
<p>(ウ) 職業相談などの充実</p>	<p>○ 障害のある人の職業能力に応じた就労の場の確保と、職場定着に必要な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料職業紹介事業の実施 <p>○ 障害のある人の雇用機会の拡大を図るため、ハローワークと共催で、職業相談などを実施し、障害のある人の就職活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合同就職説明会の実施 	22	23	24	25	26	
<p>(エ) 指定管理者制度導入施設による障害のある人の雇用の促進</p>	<p>㊦ 指定管理者の募集要項や評価基準の中に、障害のある人の雇用に関する項目を追加することを検討し、雇用の創出につなげます。</p>	22	23	24	25	26	
<p>イ 福祉的就労の充実</p>							
<p>(ア) 福祉的就労の場の確保など</p>	<p>○ 障害のある人のニーズに合わせた、様々な形態の就労を選択できるように、福祉的就労の場を確保するための支援を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業者への支援 ・ 障害者福祉的就労協力事業所への助成 <p>○ 市が障害福祉サービス事業者などへの発注を積極的に進め、福祉的就労の場の充実を図ります。</p>	22	23	24	25	26	
		22	23	24	25	26	

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
(イ) 一般就労への移行の促進	○ 一般就労に必要な知識・能力を養成し、適性に合った職場に就労、定着を図るための支援を行います。					
						
(イ) 一般就労への移行の促進	○ 就労の機会などを通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上を図るための支援を行います。					
						
ウ 企業などへの就労支援の充実						
(ア) 就労支援の充実	○ 障害者支援センター松が丘園で実施している就労を支援する事業を充実します。					
						
(イ) 職場定着などの支援	○ ジョブコーチの派遣など、就労を支援する事業者による職場定着及び中途退職者への支援を充実します。					
						

(2) 職業訓練及びリハビリテーションの充実 ～就労への一貫した対応～

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 職業訓練などの充実						
(ア) 就労のための訓練の充実	○ ハローワークと県、市などが連携して行う、就労のための各種訓練を充実します。	22	23	24	25	26
						
(イ) 職場適応のための訓練の充実	○ 全国障害者技能競技大会などの出場者に対し、奨励金の贈呈などの支援を行います。	22	23	24	25	26
						
イ リハビリテーションの充実						
	○ 軽度の障害のある人の就労の支援に向けて、リハビリテーションを実施している関係機関との連携について研究します。	22	23	24	25	26
						

【施策に関する成果指標】

成果指標 1

職場における障害に対する理解度

【事業者の障害に対する理解が低いと回答している割合と職場での障害に対する理解が低いと回答している割合の合計】

対象者	平成19年度	平成26年度 (目標)	指標の説明
身体障害のある人	18.1%	16.5%	企業などに対して障害や障害のある人への理解の促進を図った結果を示す指標
知的障害のある人	11.8%	7.6%	
精神障害のある人	32.5%	29.6%	

※平成19年度の数字は『相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書』に基づくもの。なお、対象者は、障害のある人本人又はその家族など。

〈設定した理由〉

就労は、障害のある人が地域でいきいきと生活を送るために、大変重要となるものです。

本実施計画では、企業などに対して障害や障害のある人への理解の促進を図ってまいります。

その結果として、「障害に対する理解が低い」ことが、仕事をする上で困っていることと回答した人の割合の減少を目指します。

成果指標 2

仕事をしていない理由

【「障害・病気が重いため」及び「高齢のため」以外の理由を、仕事をしていない理由として回答した人の割合】

対象者	平成19年度	平成26年度 (目標)	指標の説明
身体障害のある人	17.4%	7.2%	障害のある人の就労及び就労した後の支援を行った結果を示す指標
知的障害のある人	47.5%	29.5%	
精神障害のある人	31.5%	17.8%	

※平成19年度の数字は『相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書』に基づくもの。なお、対象者は、障害のある人本人又はその家族など。

〈設定した理由〉




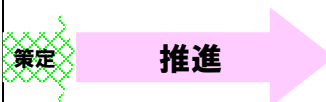

障害のある人に、現在、仕事をしていない理由を伺ったところ、「障害・病気が重いため」もしくは「高齢のため」を除くと、「仕事をする自信がない」と回答している人の割合が高いことがわかりました。






本実施計画では、ジョブコーチの派遣・養成など、障害のある人の就労及び就労した後の支援を行ってまいります。




その結果として、障害、病気及び年齢以外の理由で、仕事をしていないと回答した人の割合の減少を目指します。


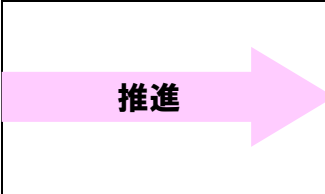
5. 生活環境整備の充実

(1) 障害のある人が安心して生活できるまちづくり ～社会参加を支えるために～




施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 総合的推進						
(ア) 市整備指針などに基づく福祉のまちづくりの推進	○ 相模原市福祉のまちづくり環境整備指針（以下「市整備指針」という。）について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例などを踏まえて、バリアフリー施策を推進します。	22	23	24	25	26
						
(イ) 施設の連続性に配慮した整備の推進	㊦ 重点整備地区におけるバリアフリー化のための方針、事業などを定めた交通バリアフリー基本構想に基づき、障害のある人などの利用に配慮した、まちづくりの整備に取り組むとともに、新たにバリアフリー新法に基づき、重点整備地区におけるバリアフリー化のための方針及び事業などを定め、障害のある人などの利用に配慮したまちづくりを推進します。 ・バリアフリー基本構想の策定	22	23	24	25	26
		<p>交通バリアフリー基本構想に基づく取り組み</p> <p> 推進</p> <p>バリアフリー基本構想の策定</p> <p> </p>				
(ウ) 街における情報提供の充実	○ 障害のある人の意見を尊重し、街から受けることができる情報提供を推進します。 ・バリアフリーガイドの作成 ・案内板の設置など	22	23	24	25	26
						




施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
(エ) 福祉のまちづくりの啓発	○ 福祉のまちづくりの推進のための啓発活動を進めます。 ・冊子の作成・配布による啓発 ・市職員を対象としたバリアフリー研修の実施	22	23	24	25	26
						
イ 公共的建築物の整備						
	○ 市施設に設置されている既存の身体障害者用トイレをオストメイト対応トイレに改修します。また体育館などのバリアフリー整備を推進します。 ・障害のある人用トイレの改修 ・体育館などのバリアフリー改修	22	23	24	25	26
						
ウ 道路、交通手段などの整備						
(ア) 歩道などの整備	○ 車いすの通行、視覚障害のある人に配慮した歩道整備などを推進します。 ・歩道の段差解消、傾斜の改善 ・道路照明灯、防護柵の整備など	22	23	24	25	26
						
(イ) 人にやさしい道に関する啓発の推進	○ 道路の愛護意識の啓発を図るためのキャンペーン及び迷惑駐車などによる通行の妨げを防止するための周知により、啓発の推進を図ります。 ・「道の日」などによる道路利用についての啓発推進	22	23	24	25	26
						
		22	23	24	25	26
	○ 障害のある人が安心して通行できるよう、道路上の不法占用物件の撤去及び是正指導を行います。 ・路上違反広告物の撤去指導、不法投棄及び放置車両のパトロール ・歩道上の放置自転車の移動の推進					

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
(ウ) 公共交通機関の整備	<p>○ 公共交通機関などのバリアフリー化の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者に対する鉄道駅舎への高齢者、障害者などの円滑な利用に適した構造のエレベーター設置の促進 ・バス事業者に対する障害のある人などが利用しやすいノンステップバスの導入の促進 <p>○ 総合都市交通計画・バス交通基本計画の策定、推進など、公共交通体系の整備に努めます。</p>	22	23	24	25	26
						
(エ) 駐車場の整備	<p>○ 障害のある人の施設の利用を円滑にするため、障害のある人の駐車スペースの設置を促進します。</p>	22	23	24	25	26
						
(オ) 移動支援方策の充実	<p>○ 障害のある人の社会参加を促進するため、移動支援を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドヘルプサービスの給付 ・歩行困難者・車いす使用者などを対象とした重度障害者移動支援の充実 ・自動車燃料費助成 ・福祉タクシー利用料助成 ・自動車運転免許取得・自動車改造費助成 ・身体障害者ハンドル形電動車いす購入費助成 ・障害者施設通所交通費助成など <p>《再掲》</p>	22	23	24	25	26
						





施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
エ 公園などの整備						
(ア) 都市公園の整備	○ 多くの人が利用する都市公園において、障害のある人の利用が進むよう、段差の解消、スロープ、手すりの設置など、バリアフリー化を推進します。	22	23	24	25	26
						
(イ) 地域の広場の整備の啓発	○ 身近な地域につくられる広場の整備において、障害のある人の利用などに配慮がされるよう、自治会などへ障害や障害のある人に対する理解の促進を図ります。	22	23	24	25	26
						

(2) 住まいづくり ～安心して暮らせる住まい～

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 市整備指針に基づく住まいづくりの啓発						
	<p>○ 障害のある人・高齢者の利用に配慮した構造、設備などの整備基準を定め、安心して暮らしやすい街づくりを推進します。</p> <p>・「市整備指針」に基づく啓発</p>	22	23	24	25	26
						
イ 民間住宅の供給・相談の充実						
	<p>○ 障害のある人の世帯、高齢者世帯などの入居を受け入れることとして登録された民間賃貸住宅に関する情報提供、居住支援などを行います。</p> <p>・「あんしん賃貸支援事業」の促進</p>	22	23	24	25	26
	<p>○ 障害のある人が賃貸借契約による一般住宅への入居を希望しながらも、入居手続きが自分でできないなどの理由により入居が困難なときに、入居、入居後に必要な調整などを支援します。</p> <p>・障害者居住サポート事業の充実など 《再掲》</p>	22	23	24	25	26
						
ウ 市営住宅の整備						
	<p>○ 市営住宅の建設及び建替えの際に、障害のある人がいる世帯及び高齢者向けの住宅整備を推進します。</p>	22	23	24	25	26
	<p>○ 「相模原市住宅基本計画」に基づく既存市営住宅（ストック）のバリアフリー化を推進します。</p>	22	23	24	25	26
						


施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
エ 住宅改善の促進						
	<p>○ 浴室、玄関、台所などを暮らしやすいように改善するための相談を受け、改善に要する費用助成の充実を図ります。</p> <p>・住宅設備改善費助成</p>	22	23	24	25	26
						
	22	23	24	25	26	
<p>○ 障害のある人の世帯などを対象として、障害のある人本人のために必要となる住居の改築・補修への支援を行います。</p> <p>・住宅資金の貸付の支援</p>						
<p>○ 手すり・スロープなど障害のある人のための住宅改善のモデルを展示紹介し、住宅改善の促進を図ります。</p> <p>・福祉機器展示室の充実《再掲》</p>	22	23	24	25	26	
						

(3) 防犯・防災対策の推進 ～重要な事前の備え～

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 防犯・防災ネットワークなどの整備						
(ア) 防犯対策の充実	<p>○ 地域における防犯意識の啓発のため、各種防犯啓発活動及び防犯思想の普及活動を行っている団体への支援を行います。</p> <p>・ 連合防犯協会への支援</p>	22	23	24	25	26
						
(イ) 防災ネットワークの整備	<p>○ 地域における災害時要援護者の支援能力を高めるとともに、日常の地域活動において災害時要援護者の所在把握を積極的に行うことで、地域の防災ネットワークづくりを推進します。</p> <p>・ 地域住民、行政及びボランティアが参加して行う各地域での災害時要援護者支援訓練の推進</p> <p>○ 災害時要援護者の支援を推進するために、地域での防災を担う自主防災組織への周知などを行います。</p> <p>・ 「自主防災組織のための災害弱者支援マニュアル」の配布</p>	22	23	24	25	26
						
		22	23	24	25	26
						
(ウ) 障害福祉サービス事業者などの防災ネットワーク整備	<p>㊦ 障害のある人など災害時要援護者の支援のため、民間施設の福祉避難所開設とネットワーク整備に向けて、障害福祉サービス事業者などとの検討を進め、実施します。</p>	22	23	24	25	26
						

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
(エ) 防災ボランティアネットワーク整備	○ 災害救援ボランティアとして、発災後の生活支援活動を行うため、ボランティアコーディネーターの養成及びボランティアセンターの運営支援方法などの学習、市内自治会などの地域防災訓練で実施される災害時要援護者支援訓練への職員の派遣協力などの支援を行います。 ・防災ボランティア推進事業の支援	22	23	24	25	26
(オ) 災害時要援護者の把握	㊦ 災害時要援護者の把握について、実施方法、範囲などを災害時要援護者支援対策検討会議で検討し、推進します。	22	23	24	25	26
イ 緊急時・災害時対策の充実						
(ア) 防災行動マニュアルなどによる啓発	○ 障害のある人が災害時に避難できるよう、また地域の障害及び障害のある人への理解を深め、災害時の支援に役立てるために、障害種別に応じた災害時における行動マニュアルを作成し、啓発を行います。 ・「(仮称) 災害時要援護者支援のための防災行動ガイド・ノート」の作成及び配布	22	23	24	25	26
(イ) 緊急通報システムなどの整備	㊦ 災害時に必要な情報が伝達できるシステムを、情報技術の利用などの検討を踏まえて、整備します。	22	23	24	25	26
(ウ) 災害時対策の推進	○ 災害時において、障害のある人への配慮に基づく支援対策を推進します。 ・障害特性に応じた避難施設の設置 ・コミュニケーション手段の確保	22	23	24	25	26

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標					
		22	23	24	25	26	
	○ 関係機関が連携し、障害のある人の生活、健康などの相談体制を整備します。 ・相談窓口の設置						推進
(エ) 災害時必要物資の供給	○ 災害時要援護者が食べやすい非常食及び避難生活で必要となる備品を計画的に備蓄します。						推進
	○ 障害のある人の利用に配慮した災害用トイレなど、災害時要援護者のための防災資機材の備蓄を推進します。						推進
	○ 災害時に一時的に必要となる物資の確保が困難となることが予想されることから、市内外の様々な施設との発災時の物資提供に関する協定締結を推進します。						推進
							推進
(オ) 避難所の充実	○ 災害発生時に最初に避難する避難所において、情報取得が困難な人のための支援を推進します。 ・ホワイトボードの活用 ・館内放送設備の確保						推進
	○ 避難所での生活において、障害のある人が必要な配慮を受けることができるよう啓発します。 ・「自主防災組織のための災害弱者支援マニュアル」の配布《再掲》						推進

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
	㊦ 障害のある人など災害時要援護者の支援のため、民間施設の福祉避難所開設とネットワーク整備に向けて、障害福祉サービス事業者などとの検討を進め、実施します。《再掲》	22	23	24	25	26
						

【施策に関する成果指標】

成果指標 1

災害が発生したときの不安

【災害が発生したときに何らかの不安を抱えている人の割合】

対象者	平成19年度	平成26年度 (目標)	指標の説明
身体障害のある人	86.5%	75.9%	障害のある人に配慮した避難所の整備及び情報の提供などの施策を実施した結果を示す指標
知的障害のある人	95.2%	84.3%	
精神障害のある人	97.5%	83.3%	

※平成19年度の数字は『相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書』に基づくもの。なお、対象者は、障害のある人本人又はその家族など。

《設定した理由》

防災対策は、障害のある人が地域でいきいきと安心して暮らすために、欠かせないものです。

本実施計画では、障害のある人に配慮した避難所の整備及び情報の提供などの施策を実施してまいります。

その結果として、災害が発生したときに何らかの不安を抱えている人の割合の減少を目指します。

成果指標 2

移動支援がないことで外出できない人の不安の解消
【外出する際に不便を感じている人の割合】

対象者	平成19年度	平成26年度 (目標)	指標の説明
身体障害のある人	53.2%	26.6%	障害のある人の移動を支援する施策を実施した結果を示す指標
知的障害のある人	48.4%	24.2%	
精神障害のある人	26.7%	13.3%	

※平成19年度の数字は『相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書』に基づくもの。なお、対象者は、障害のある人本人又はその家族など。

〈設定した理由〉













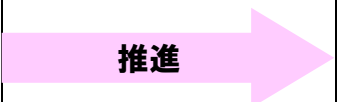
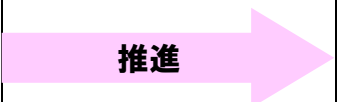
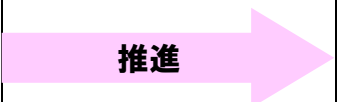
障害のある人が地域でいきいきと安心して生活を送るためには、行きたい場所に自由に移動できる状態を確保することが必要です。

本実施計画では、ガイドヘルプサービスの供給など、障害のある人の移動を支援する施策を実施してまいります。





その結果として、外出する際の不便を感じていると回答した人の割合の減少を目指します。

6. 余暇・文化活動支援の充実





(1) スポーツ・レクリエーションの支援 ～障害者スポーツから生涯スポーツへ～



施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標										
ア 実施事業・施設などの充実												
(ア) スポーツ・レクリエーションの環境づくり	○ けやき体育館の運営及び身近なスポーツ活動に対応する施設を充実します。	<table border="1"> <tr> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">推進 </td> </tr> </table>	22	23	24	25	26	推進 				
	22	23	24	25	26							
	推進 											
	○ 市内の福祉団体などが研修会、社会見学などの行事に使用するバスを提供して、社会参加の促進を図ります。 ・福祉バス提供事業	<table border="1"> <tr> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">推進 </td> </tr> </table>	22	23	24	25	26	推進 				
	22	23	24	25	26							
推進 												
㊦ 社会参加の促進を図るため、全国障害者スポーツ大会に、市選手団を派遣し、全国から集まる選手との交流を行います。	<table border="1"> <tr> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">新規実施 </td> </tr> </table>	22	23	24	25	26	新規実施 					
22	23	24	25	26								
新規実施 												
○ 身近な地域で開催される運動会などに、障害のある人が参加しやすい環境づくりのため、自治会などに、障害に対する理解の促進を図ります。	<table border="1"> <tr> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">推進 </td> </tr> </table>	22	23	24	25	26	推進 					
22	23	24	25	26								
推進 												
(イ) スポーツ・レクリエーションの機会及び施設の充実	○ スポーツを通じて、健康の増進及び社会参加の支援を図るため、障害のある人のニーズに合った教室・講座・大会の開催の推進及び支援を行います。 ・障害者スポーツ講座の開催 ・県との共催によるスポーツ大会の開催など	<table border="1"> <tr> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">推進 </td> </tr> </table>	22	23	24	25	26	推進 				
22	23	24	25	26								
推進 												

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標					
		22	23	24	25	26	
	○ 障害のある人が、身近な場所でスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、民間企業、学校などの体育施設の利用開放に取り組みます。	22	23	24	25	26	推進
	○ 障害のある人を対象としたレクリエーションの機会を充実します。 ・ 障害者余暇活動支援事業	22	23	24	25	26	
	○ 障害のある人がレクリエーションに触れる機会を増やすため、宿泊費を助成します。 ・ 障害児者宿泊費助成	22	23	24	25	26	推進
(ウ) 情報提供の充実	○ 障害者スポーツ大会の参加につながるよう、市広報、ホームページなどを通じて、大会に関する情報提供を充実します。	22	23	24	25	26	
	○ 「障害者スポーツ講座」及び「障害者ふれあい文化講座」の開催について、市広報及びホームページでの周知により広くお知らせするとともに、すでに利用している人への案内の検討など、利便性の向上を図ります。 ・ 障害者余暇活動支援事業<<再掲>>	22	23	24	25	26	推進

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
		22	23	24	25	26
(エ) スポーツ・レクリエーション団体などへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある人が参加しやすい環境づくりのため、スポーツ指導者、ボランティア及び手話通訳者の派遣などの支援を行います。 ○ 国際大会などに出場する選手に対し、奨励金の贈呈などにより支援を行います。 	22	23	24	25	26
						
		22	23	24	25	26
						
イ 指導者の育成						
(ア) スポーツリーダーの養成など	○ 県が実施しているスポーツ指導者の登録・紹介制度であるスポーツリーダーバンクを活用し、障害のある人のニーズに合った指導が受けられる体制づくりを推進します。	22	23	24	25	26
						
(イ) リーダー研修への支援	○ スポーツ指導者などの、障害に対応する技術・知識修得のための研修への参加などを支援します。	22	23	24	25	26
						

(2) 文化活動の支援 ～人間性豊かな暮らしを創る文化活動～

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
ア 参加機会などの充実						
(ア) 文化活動をとりまく環境づくり	<p>○ 障害のある人の参加を目的とした講座の開催及び参加に配慮した各種文化活動を充実します。</p> <p>・ 障害者ふれあい文化講座の開催</p>	22	23	24	25	26
						
	<p>○ 身近な地域での文化活動を支援するため、各公民館における各種講座、総合学習センター、生涯学習ルームなどの活用を充実します。</p>	22	23	24	25	26
						
<p>○ 障害のある人が行う文化活動及び文化活動に参加しやすい環境づくりを推進します。</p> <p>・ 手話通訳者・要約筆記通訳者の派遣 《再掲》</p>	22	23	24	25	26	
						
(イ) 施設及び内容の充実	<p>○ 身近な地域で障害のある人が参加しやすい施設及び内容の充実を図るとともに、障害のある人だけでなく、家族及び支援者などに配慮した時間、場所での開催を企画し、参加機会を充実します。</p>	22	23	24	25	26
						
(ウ) 地域コミュニティ活動への参加支援	<p>○ 公民館における活動発表、作品の展示、身近な地域で開催されるイベントなどに障害のある人が参加しやすい環境づくりを支援します。</p>	22	23	24	25	26
						

施策・項目	事業の内容	実施期間及び目標				
イ 障害のある人による文化活動への支援						
(ア) 自主的文化活動への支援	<p>○ 障害のある人及び障害福祉団体による作品発表、ボランティア体験などの交流を通じて障害及びボランティアについての理解を深めるイベントの開催を支援します。</p> <p>・「ほかほかふれあいフェスタ」の開催支援<<再掲>></p>	22	23	24	25	26
						
(イ) 作品展などの支援	<p>○ 障害のある人の写真展及び作品展などの開催のため、活動費の助成、市広報での案内などの支援を行います。</p>	22	23	24	25	26
						

【施策に関する成果指標】

成果指標 1

余暇・文化活動支援の充実

【現在の余暇の過ごし方について、「家でゆっくりくつろぐ」のみ選択して回答した人の割合】

対象者	平成19年度	平成26年度 (目標)	指標の説明
身体障害のある人	17.1%	8.5%	障害のある人の余暇・文化活動充実のための施策を実施した結果を示す指標
知的障害のある人	51.9%	25.9%	
精神障害のある人	56.1%	28.0%	

※平成19年度の数字は『相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書』に基づくもの。なお、対象者は、障害のある人本人又はその家族など。

〈設定した理由〉

余暇・文化活動は、楽しく、いきいきと生活する上で、欠かせないものです。

『相模原市障害者福祉計画策定基礎調査報告書』の結果から、現在の余暇活動としては「家でゆっくりくつろいでいる」と回答しているが、今後希望する活動として、「旅行に出かける」、「観劇、映画、コンサートなどに出かける」と回答している人がいることがわかりました。

本実施計画では、障害のある人の余暇・文化活動充実のための施策を実施します。

この結果として、余暇活動を希望していても実際には希望する余暇活動を行うことができなかった人が、余暇活動に参加できることを目指し、余暇の過ごし方について「家でゆっくりくつろぐ」とだけ回答した人の割合の減少を目指します。

ノーマライゼーション推進・さがみはらプラン

第2期相模原市障害者福祉計画 前期実施計画

発行日 平成22年3月

編集・発行 相模原市健康福祉局福祉部障害福祉課

電話 042(769)8355(直通)

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-769-8355(直通)

FAX 042-759-4395

E-mail shougai-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp

※連絡先は平成22年4月以降のものです。
